

【障がいのある児童、生徒への対応について】

（一問目）

障がいのある児童、生徒への対応について伺います。障がいのある児童や生徒を教育するため小中学校には支援学級が設置され、障がいの状態や特性などに応じて、特別な教育課程が編成され指導、支援が行われていると思います。そもそも、児童や生徒の通常学級か支援学級かの就学先の決定はどのような基準で、どのようにして行われているのか教えて下さい。

＜答弁＞

毎年、6月から就学相談を行い、就学先である小中学校や支援学校に関する教育内容、教育環境等について、本人、保護者へ丁寧に情報提供しております。その結果、支援学級に在籍するか否か、または支援学校へ進学するかも含めて、本人、保護者の意向を確認しながら豊中市教育委員会が決定しております。

（二問目）

支援学級の在籍者数は年100人以上のペースで増加傾向にありますが、通常学級に在籍している軽度の障がいのある児童、生徒の数も増加傾向にあるのでしょうか。

＜答弁＞

ここ数年、就学相談の件数は増加しております。保護者が子どもの状況に不安を抱えておられるケースが多く見受けられます。就学相談の結果、最終的に支援学級には在籍せず、通常学級担任等から発達上の課題等に対する配慮を受けながら通常学級に在籍するケースが増加している状況であります。

（三問目）

就学相談の結果、最終的に支援学級には在籍せず、通常学級担任等から発達上の課題等に対する配慮を受けながら通常学級に在籍するケースが増加しているとのことでしたが、基本的には、通常学級の担任だけで対応されているということでしょうか。発達上の課題等に対する配慮が必要と判断された児童、生徒が通常学級で就学すると決定された際、その児童、生徒が通う学級には、何らかの人的配置は行われていないのでしょうか。

＜答弁＞

学校教育充実支援講師を配置することや、教員を目指す学生や教員のOB等をスクールサポーターとして配置することで、配慮の必要な児童生徒への個々の教育的ニーズに応じた指導、支援が効果的に進められるよう取り組んでおります。

(意見・要望)

障がいを持つ児童、生徒全てに人的配置が必要とは思いません。ただ、担任以外で配慮や支援ができる人員が配置されることで、担任は比較的余裕を持って、自分のクラスの子どもたちと向き合えるでしょうし、配慮が必要な児童生徒だけでなく、そのクラスの子どもたちみんなにとって安心感が増すはずで、加えて、就学相談の件数が増えていることや、保護者が子どもの状況に不安を抱えておられるケースが多く見受けられるとの答弁がありましたが、そういった不安を抱えて相談に来られる保護者が多いということは、そのお子さんが通常学級に在籍することになれば、当然、保護者の相談にも担任の先生が対応することになる訳で、そういった点からも、人的配置をしっかりと、担任の先生の負担軽減を図るべきです。

児童生徒の障がいだけでなく、昨今、配慮を必要とする児童生徒が多様化、複雑化しながら増加している中で、教員や介助員等の人的配置が十分になされないことで、学級担任が授業をはじめとする職務に支障をきたし、クラスの統制が取れなかったり、学級担任自身が心身ともに病んでしまったりといったケースが毎年のように発生しています。子どもたちや学級担任をはじめ学校現場の先生方みんながより一層、余裕を持って学校生活を送れ、学校に対して保護者の方々もより安心感や信頼感が持てるよう、できれば教員の加配を目指して欲しいですし、先程の答弁であった学校教育充実支援講師やスクールサポーターの増員であっても是非ともして頂きたいと強く要望しておきます。そもそも、支援学級に在籍するか否かの最終決定は教育委員会が行っているとのことでしたので、そうであれば通常学級であっても、支援学級であっても、就学先を決定する以上、一人一人の児童、生徒が、必要な配慮や支援が受けられるようにソフト、ハード両面で万全な環境整備をすることは教育委員会の責務だと意見するとともに、全力で予算確保に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

ちなみに、この質問をするにあたり、事前に教育委員会の方々と何度も話をさせて頂きましたが、皆さん揃って、「予算に限りがあるので」、「財政が厳しいので」と言い、人的配置が難しいとの見解を示されました。是非、来年度に向けて、強気の予算要求を財務部にして下さい。その際、「こどもたちの未来が輝くまちづくりと言いながら、文化芸術振興基金には4億円も一般財源から充当するのに、教育振興基金には1円も充当しなかったのは、教育をかなり軽視しているのではないか」と言うべきです。文化芸術振興基金への4億円の充当は市の金銭感覚をかなり疑いますし、文化芸術への過度な偏重ぶりに違和感を感じていますが、市として、このご時世に4億円もお金を文化芸術振興基金に充当することが妥当だと、財政的に余裕があるというのであれば、教員だけでなく、他にも様々な部局で人が足りない、事業を拡充する予算がないとの声をよく聞きますので、是非、他の部局も、文化芸術振興基金に4億円も積む余裕があるのであれば、人を増やしてほしい、予算をつけて欲しい、拡充して欲しいと、積極的に言うべきだと意見しておきます。

【とよなか男女共同参画推進センターすてっぶの役割と意義について】

(一問目)

とよなか男女共同参画推進センターすてっぶについて伺います。まずは、あらためてにはなりますが、すてっぶを設置した経緯及び目的、すてっぶの役割と意義について教えて下さい。

<答弁>

本市の「女性問題審議会」からの答申を踏まえ、平成2年度策定の「豊中市女性政策基本方針」や、平成5年度策定の「女性政策実施計画」に基づき、社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざすことを目的に、男女共同参画推進センターすてっぶを設置いたしました。

設置目的を達成するため、男女共同参画推進に関する情報の収集や提供、講座等の開催及び啓発の実施、市民活動の支援及び交流の場の提供、調査研究、施設の提供、性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談などの事業を行い、男女共同参画への理解を広げる役割を担っております。

(二問目)

すてっぶを設置してきたことによる効果について、市としてどのように評価しているか、教えて下さい。

<答弁>

すてっぶ設置の効果としましては、社会にある性別役割分担意識の解消をはじめ、女性の社会進出に向けた各種実践的な講座の開催などが自己決定の選択肢を広げることにつながったものと考えております。

相談支援では、性別に起因する人権侵害や悩みに関し、身近な相談窓口として市民の方に認知され、毎年2千件近くの相談を受けており、セーフティネットとして大きな役割を担っております。

また、男女共同参画推進に貢献する団体やグループ等の情報交換や様々な交流、ネットワークづくりの場となっており、男女共同参画社会実現のための拠点として、様々な施策を進めていく上で、有意義な施設であると考えております。

(三問目)

市は、すてっぶを設立して以来、とよなか男女共同参画推進財団を指定管理者に選定し、施設の管理運営並びに、事業の実施を委ねてきましたが、当該団体のこれまでの実績をどのように評価しているか、教えて下さい。

<答弁>

同財団は公募選定により、当施設の指定管理を受託しております。運営につきましては、管理運営に関する基本協定書に基づき、目指すべき男女共同参画社会の実現に向けて、市民ニーズや社会的関心に応じたテーマで講座や相談事業などを創意工夫しながら、適切に運営を行っています。

それに加えまして、同財団独自で国の助成金を活用した女性の就労支援をはじめ、市の就労準備支援業務の受託や女性の視点から防災について検討を行った「とよなか女性防災プロジェクト」が、特定非営利活動法人全国女性協議会の事業計画奨励賞を受賞する等、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていると考えております。

(四問目)

現在、当該財団の事務局長が理事長から人権侵害を受けたとして、裁判が行われていますが、このことについて市の受け止めを教えてください。また、当該事案について市としてはこれまで全く把握していなかったのか教えてください。

<答弁>

裁判にて係争中であり、また私人間の争いであるため、意見を述べる立場にはございません。業務の進め方において、意見の祖語があると同っていましたが、財団内部の問題であるため、解決を図ってもらうよう、促しておりました。

本市としましては、すてっぷにおける指定管理業務の事業の進み具合と施設の運営状況の把握に努め、市民サービスが適切に維持されていることをモニタリングや機会あるごとに状況を確認してまいりました。

(意見・要望)

すてっぷの設置目的や役割、果たしてきた効果については、ご答弁にあった内容で、私も理解し、一定、評価しています。そんな設置目的や役割が、指定管理者内部のもめごとによって、きっちりと果たせなくなるようなことは絶対に避けて頂きたいと思います。その点では、裁判にて係争中であり、また私人間の争いであるため、意見を述べる立場にはないと答弁がありましたが、ちょっと無責任な気がします。この件については、財団に対して、解決を図ってもらうよう促してきたとの答弁もありましたが、解決を図ってもらうよう促してきたのに結果的に、解決を図るところか、裁判に発展するほど大事になってしまったことについて、市として何とも思っていないのでしょうか。ここまで大事になっているのに、この件について、市として業務を委ねている財団に対して、また、すてっぷで働いている職員の方々に対して、何故、聞き取り調査等をしないのでしょうか。財団の事務局長が理事長を人権侵害、いわゆるパワハラなどで訴えています、財団内部で同様の事案が発生していなかったのか、もしくは、現在でも発生していないのか、さらに、係争中の今でも、係争中の両者がすてっぷで働いておられますが、職場の雰囲気、職員の方々の精神状態等に悪影響は出ていないのかなど、市としてきっちりと確認をし、職場の方々には安心して、気分よく働ける環境を提供して頂きたいと思います。そうでなければ、結果的に、提供されるサービスや、

職員の待遇面での質の低下や悪化につながり、すてっぷを利用する市民の方々に悪影響を及ぼしかねません。この件に限らず、市が施設を指定管理委託している事業者内部で、しかも市の施設内で同様の事案が生じた場合には、積極的に市として現場で働いている方々への聞き取り調査をするなどし、良好な職場環境の維持に努めるとともに、施設を利用する市民の方々にマイナスな影響が生じないようにするよう求めて頂くことを要望しておきます。さらに、そもそも今回のようなケースがあれば、議会への情報提供がなされるべきではないかと思しますので、情報提供のあり方等について検討して頂くことを要望しておきます。

【一時保育事業について】

（一問目）

一時保育事業について伺います。まずは、ここ数年の一時保育事業の利用者数（ニーズ）の推移を教えてください。また、子どもの年齢別でみた場合、利用の多い年齢についても教えてください。

＜答弁＞

公立における緊急一時保育と民間施設での断続的一時保育を合わせまして、平成25年度からの延べ利用人数は、平成25年度38150人、平成26年度38329人、平成27年度34870人、平成28年度34103人となっています。

なお、子どもの年齢別での利用者数については、市では把握しておりません。

（二問目）

しばしば、利用したくてもなかなか利用できないとのご意見を伺うことがありますが、市としては、一時保育の需要と供給のバランスについて、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

一時保育事業にかかるニーズについては、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画における量の見込みとして、平成28年度の1年間で79696人と算出しており、それに対し、施設全体の定員は82919人となっていることから、供給量としては充足していると考えています。

（三問目）

公立こども園と民間のこども園や保育園では、一時利用の仕組みそのものが大きく異なりますが、あらためて、その違いについて詳しく教えてください。また、それぞれの需要と供給の状況についても教えてください。

＜答弁＞

民間施設で実施している断続的一時保育事業は、保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育事業で、リフレッシュ等にも利用できる制度となっています。また、新たな保育所の整備による受け入れ態勢の拡充を図っているところです。

一方、公立こども園で実施している緊急一時保育事業については、保護者の傷病や入院、災害や事故、出産や介護等、社会的にやむを得ない事由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりするものです。

一時保育事業については、先ほどの答弁で申しました市町村計画における量の見込みと実績から、民間施設における断続的一時保育事業を推進することにより、対応できるものと

考えています。

(四問目)

以前と比べて、申込方法等が変わり、利用がしづらくなったとの声も伺っていますが、変更内容、変更した経緯や理由、利用がしづらくなったとのご意見に対する市の見解を教えてください。

<答弁>

申し込み方法等については、公立こども園および民間施設ともに保護者が直接施設に登録した後、利用申し込みを行うものであり、基本的な方法等については内容を変更しておりません。利用がしづらくなったとのご意見については、施設におけるその時々保育者の状況など各園の事情による場合や、預けることができる人数に制限があることがその一因と考えられますが、いずれにしましても、保護者が利用しやすい制度となるよう、努めてまいります。

(五問目)

一時保育を利用する場合、利用する保育園を事前に登録する必要がありますが、登録できる保育園は1園に限られています。そのことを以前と比べると、より明確にもしくは、頻繁に周知するようになったために、以前と申込方法等のルールが何も変更になっていないのに、利用者から使いづらくなったとの声が出てきているのかも知れません。そこで伺いますが、市として、どの園に誰が一時保育の利用登録をされているか、複数の園に登録している方はいないかなど、保護者の方々の登録実態をどのようにして把握されているのでしょうか。

<答弁>

市では、民間施設に対して一時保育の利用実績に応じて助成を行っており、利用者数等については実績報告を受けておりますが、登録状況についてはその必要がないことから、把握しておりません。

(六問目)

そもそも、一時保育の利用登録できる園を1つに制限している理由を教えてください。

<答弁>

一時保育については、事業の目的から原則として週3日まで利用できる制度としています。仮に複数の施設への登録を可能とすればその日数を超えての利用が可能となり、本来の一時保育事業の趣旨に照らすと不適切な運用となりかねないことから、登録できる施設を一つに制限しているところです。

(七問目)

現状、市として、保護者の登録実態を全く把握されていないということであれば、人によっては、複数園登録している方がいる可能性があり、不公平が生じている可能性があるということではないでしょうか。そのような可能性も踏まえ、登録できる施設数の制限を撤廃しても良いのではないかと思いますし、利用者にとっては、より利用しやすくなるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

一時保育事業については、市民ニーズや今後の事業の充実を図ることができるよう、利用者数等の把握を行っているところです。

また、登録施設数の撤廃については、先ほどの理由に加え、同じ日に一人の保護者が複数施設への申し込みをするなどにより、一時保育が必要な他の市民の方が利用できない場合も想定されることから、難しいと考えております。

(八問目)

一時保育事業の対象は、満1歳以上就学前までの乳幼児となっておりますが、園によって対象年齢が異なります。公立こども園でも、園によっては3歳児からや4歳児からとしているところもあります。比較的、低年齢児童の一時利用のニーズが高いように思われますが、何故、どこの園も満1歳以上から利用出来るようにしていないのでしょうか。

<答弁>

一時保育にあたっては、預かる児童により、通園児のクラスに入って他の児童と一緒に過ごす場合や、事情によっては保育士等をさらに配置する必要もあることから、施設の通園児の受け入れ年齢に応じ、一時保育の対象年齢を設定しております。

また、3歳児以上の幼児対象の施設においては乳児と幼児の保育内容の違いから、沐浴や排せつ等、乳児用の設備面において不十分な場合があると考えています。

(意見・要望)

一時保育の利用者数は、ここ数年減少傾向にあり、需要と供給のバランスで言っても、供給量としては充足しているとのことでしたが、通常保育と比べると少ないものの、一時保育の利用に関するご相談やご意見を頂くことがしばしばあることは事実です。一時保育事業については、民間施設における断続的一時保育事業を推進することにより対応できるものと考えているとの答弁がありましたし、保護者から少なからず、利用しづらいとお声が実際にあることについては、真摯に受け止めて頂き、今後も適切かつ的確な需給バランスの安定化に努めて頂きたいと要望しておきます。加えて、保護者が利用しやすい制度となるよう努めてまいりますとのことでしたが、そうであれば、可能な限り、各施設での需要と供給のマッチングを図り、利用率が高められるよう、各園での利用者数の把握に加えて、登録状況についての把握もできないか調査、研究して頂きたいと要望し

ておきます。待機児童と同様に、市としてどの施設、どの地域で需要が供給を上回っているかが分かれば、保護者が一時保育を利用したい施設を登録する際の一つの指標になると思いますし、各施設の利用率の向上にもつながると思いますので、是非、上手いやり方を考えて頂きたいと思います。一方で、来年度当初で、待機児童ゼロを市長公約に掲げられていることもあり、来年度当初で待機児童がゼロになれば、一時保育の需要も減る可能性があります。例えば、10月にオープンされた庄内駅前庁舎の一時保育施設は、基本的には待機児童の受け入れ施設になっているはずですが、待機児童がゼロになれば、利用対象者は減る訳ですし、他の一時保育施設も、一時保育の需要が減れば、スムーズに一時保育枠の転用ができるように、一時保育枠の新たな活用について、民間事業者と共に今から検討されておいた方が良いのではないかと意見しておきます。